

## 次世代向け平和事業の拡充等について

中野区の平和事業は、「中野区における平和行政の基本に関する条例」(以下、「平和基本条例」という。)及び憲法擁護・非核都市の宣言の精神に基づき、恒久平和や人間としての基本的な権利と豊かな生活の実現を目指し実施している。

終戦から77年、中野区の憲法擁護・非核都市の宣言から40周年を迎えたことを踏まえ、今後は従来の「語り継ぐもの」としての平和事業の主旨を尊重しつつ、次世代が自ら「考えてつくる」ものともなるよう、平和基金の活用方法の見直しと合わせ、さらに内容を充実させていく。

### 1 令和5年度に新たに実施する次世代向け事業

事業名	平和の旅(広島市)
訪問先(案)	原爆ドーム、広島平和記念資料館、平和記念公園、 本川小学校平和資料館等
対象等	区内(在住・在学)中学生8名程度 作文等による選考を実施 (旅費等の本人負担なし(旅行傷害保険込み))
実施時期	令和5年秋ごろに1泊2日
その他	参加者は事前学習と報告等(平和のつどいでの発表等)を検討 翌年度以降も引き続き(可能な範囲で)区の事業等への協力等を依頼

従来から実施している平和のつどいなどの事業は、従来の事業運営を基本としつつ、世界恒久平和などテーマ設定の工夫を図り、次世代の参加を促していく。

### 2 平和事業と平和基金の関係

次世代向け平和事業を着実に実施するため、今後10年間、2,000万円程度を上限に平和基金を取り崩して事業経費の財源とするものとし、残額(8,000万円程度)は引き続き有利な運用方法による活用を図っていく。

については、平和基本条例における基金の「基本額」の規定を「積立額」に改正し、予算に基づく運用とするとともに、寄付など運用益以外の収入についても積み立てを行い、平和事業を安定的に運営していく。

### 3 スケジュール

令和5年3月	平和基本条例の改正(基金の積立に関する規定)
4月以降	新たな方向性での事業実施